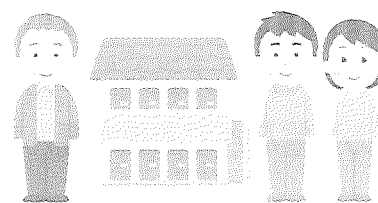


ロシアのウクライナ侵略で更なる物価高が懸念されております。

新型コロナウイルス感染症は、まん延防止等重点措置期間が全国的に解除されましたが、感染者数は依然として高止まりで、リバウンド等も懸念されています。また、度重なる営業自粛や人流抑制の影響で国民生活に色濃く影を落としています。

各種支援制度が申請期限を終了する中、今年に入って制度延長が決まったもの、新たな支援策として新設された救済策の幾つかを紹介します。

今年1月から支給期間延長 — 住宅確保給付金 —



経済的に困窮し、住居を失った方、又は入居している賃貸住宅を失うおそれのある方で、一定の要件に該当する場合、これまで最大9ヵ月間とされてきた支給期間が今年1月から、2020年度中に新規申請で受給を開始した方に限り、最長12ヵ月まで延長可能となりました。

新規申請もこれまで通り、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は自営業者も対象となります。申請先は、各自治体窓口。札幌市は生活就労支援センター（ステップ）で相談・受付を行っています。

— 各種給付金で一息つく —

自営業のAさんは、新型コロナウイルス感染症の影響で移動販売の売上げが大幅に減少し経営難に陥っていました。

何か救済策は無いかと調べ、社会福祉協議会の「緊急小口資金」を知り申請。その過程で市町村が窓口になる「住宅確保給付金」を知りこれも申請しました。「緊急小口資金」は保証人なし・無利息・1年据置きで20万円の貸付け、「住宅確保給付金」は上限額の43,000円が3ヵ月間給付、いずれも簡単な手続きで短期間のうちに支給決定されました。

最大で15年延長 — 住宅ローン条件変更 —

住宅金融支援機構は、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅ローンの返済に困難をきたしている方に対し、返済期間の延長など、返済特例で対応しています。返済中の金融機関又は住宅金融支援機構で相談を受け付けています。

民間金融機関の場合は、支払期間は変えず3～6ヵ月間の元金返済を減額し、減額した分は残りの返済期間で補う等の救済策が独自に用意されています。

返済条件の変更は粘り強く要望することが成功のコツです。



事業の継続・回復を支援 — 事業復活支援金 —

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな影響を受ける中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給する制度です。

対象者は、2021年11月から2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上げが2018年11月から2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上げと比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者です。個人事業主で最大50万円、法人で最大250万円が支給されます。申請に当たっては税理士等の認定機関にて事前確認が必要となります。

北 嶺 通 信

建築・リフォームは…

北嶺グループ ㈱共同舎へ

2022年
4・5月

NO.83

北嶺不動産有限会社

札幌市東区北31条東17丁目5番24号
T (011) 783-5667 F (011) 783-5768
E-mail hokurei1985@topaz.ocn.ne.jp
URL <http://hokurei-fudousan.co.jp>

※裏面もご覧ください。